昭和32年８月12日第三種郵便物認可
毎月１回１日発行　平成24年10月１日 No. 733

労働基準情報

岩手

Oct
10
2012

『小黒滝の秋（一関市大東）』　写真：眞舘弘治

心とからだの健康チェック
みんなで進める健康管理

（全国労働衛生週間スローガン）

〔目次〕

全国労働衛生週間　岩手労働局長メッセージ …… 2
岩手県最低賃金改正、業務改善助成金のご案内 …… 3
有期労働契約の新しいルールができました …… 4
改正労働契約法説明会 …… 5
放射線の基礎知識　No.2 …… 6
働く人の心の健康　vol.6 …… 7
クウェスチョン …… 8
インフォメーション、岩手産業保健推進センターのお知らせ …… 9
講習会のお知らせ …… 10・11

全国労働衛生週間　岩手労働局長メッセージ

全国労働衛生週間は、昭和25年に第１回が実施されて以来、今年で第63回目を迎えました。本週間は、関係各界における労働衛生意識の高揚と事業場における自主的労働衛生管理活動の促進に大きな貢献をしてまいりました。

岩手県内の業務上疾病による被災者数は昨年は86件と２年連続して増加し、長期的に見ても増加傾向にあります。また、定期健康診断の結果をみると、何らかの所見を有する労働者の割合は昨年は57.7%と依然として半数を超えて増加傾向にあることから、健康診断結果に基づき的確に措置が講じられることが望まれます。

さらに、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者が少なからずおり、精神障害等による労災認定件数が高い水準で推移していること等から、労働者自身のほか、事業者や管理監督者、産業保健スタッフ等によるメンタルヘルスケアの積極的推進により、労働者がメンタルヘルスに関する措置を受けられる職場を実現することが求められています。

また、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、受動喫煙のない職場の実現を図ることも重要となっています。

加えて、本年は第11次労働災害防止計画の最終年であることから、これらの労働者の健康障害の防止と健康確保対策について、関係者が着実に取り組んでいくことが必要であると考えております。

このような観点から、本年度の全国労働衛生週間は、

「心とからだの健康チェック　みんなで進める健康管理」

をスローガンとして展開されます。

この全国労働衛生週間を契機に、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動が一層推進され、本県ひいては我が国の労働衛生水準が更に向上することを祈念いたしまして、私からのメッセージといたします。

平成24年10月１日

岩手労働局長　小　林　　健

本週間中（10月１日から７日まで）に各職場で実施する事項は次のとおりです。

1　事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
2　労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
3　労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
4　有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
5　労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

平成24年10月20日㈯から 岩手県最低賃金が653円に変わります

岩手県最低賃金（現行時間額645円）の改正について、岩手地方最低賃金審議会（会長三田地宣子（みたちのぶこ）岩手大学名誉教授）は、岩手労働局長（小林　健（こばやしけん））の諮問を受け、中央最低賃金審議会の目安答申、県内の景気動向、賃金の状況等を基に調査審議を重ねてきたところ、８月23日に開催された第３回岩手地方最低賃金審議会において『時間額653円とする』旨結審し、岩手労働局長（小林　健）に対して答申を行いました。岩手労働局はこれを受けて諸手続きを行い平成24年10月20日㈯から改正発効することとなります。

業務改善助成金のご案内

中小企業と働く人を応援します！

支給要件

①賃金改善計画：事業場内で最も低い時間給を40円以上引き上げていただく。（加えて４年以内に800円以上とする計画を作成していただく。）
②業務改善計画：具体的な業務改善についての計画を作成して実施していただく。

支給額

労働能率を上げるための設備・器具の導入や研修、賃金制度の整備、就業規則の作成などに要する経費の２分の１（下限５万円、上限100万円）

活用事例

◎現在使用しているものより**「大型のダンプ」**（中古）を購入し、運搬能率を上げた。（建設業）
◎除雪作業のための**「タイヤショベル」**を購入して、作業能率を上げた。（建設業）
◎材料運搬用の**「フォークリフト」**を購入し、手作業から機械作業になり、作業能率を上げた。（製造業）
◎営業用車両を**「低燃費車」**への買換え、燃費改善により経費節約を図った。（製造業）
◎**「販売管理ソフト」**を購入し、データ管理がスムーズになり、作業能率を上げた。（製造業）
◎**「介護設備」**（風呂場等）を改修し、作業能率が上がった。（社会福祉施設）

業務改善助成金のお問い合わせ、ご相談は

◎岩手労働局労働基準部賃金室　　TEL 019−604−3008
〒020-8522　岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目９番15号　盛岡第２合同庁舎５階
ホームページ：http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

◎岩手県最低賃金総合相談支援センター　TEL 019−651−2373
〒020-0821　岩手県盛岡市山王町1-1　岩手県社会保険労務士会内

労働契約法が改正されました
～有期労働契約の新しいルールができました～

有期労働契約(※)の反復更新の下で生じる雇止めに対する不安を解消し、働く方が安心して働き続けることができるようにするため、有期労働契約の適正な利用のためのルールが整備されました。

※有期労働契約・・・１年契約、６か月契約など契約期間の定めのある労働契約のことをいいます。有期労働契約であれば、パート、アルバイト、契約社員、嘱託など職場での呼称にかかわらず、対象となります。

この法律の概要は次のとおりです。

労働契約法の一部を改正する法律（平成24年法律第56号）の概要

有期労働契約を長期にわたり反復更新した場合に無期労働契約に転換させることなどを法定することにより、労働者が安心して働き続けることが可能な社会の実現を図る。

１ 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

○　有期労働契約が５年を超えて反復更新された場合(※１)は、労働者の申込みにより、無期労働契約(※２)に転換させる仕組みを導入する。

（※１）　原則として、６か月以上の空白期間（クーリング期間）があるときは、前の契約期間を通算しない。
（※２）　別段の定めがない限り、申込時点の有期労働契約と同一の労働条件。

２ 有期労働契約の更新等（「雇止め法理」の法定化）

○　雇止め法理(判例法理) を制定法化する。(※)

（※）　有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に異ならない状態で存在している場合、または有期労働契約の期間満了後の雇用継続につき、合理的期待が認められる場合には、雇止めが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、有期労働契約が更新（締結）されたとみなす。

３ 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

○　有期契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期契約労働者の労働条件と相違する場合、その相違は、職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮して、不合理と認められるものであってはならないと規定する。

施行期日：２については公布日（平成24年８月10日）。１、３については公布日から起算して１年を超えない範囲内で政令で定める日。

なお、１の有期労働契約が５年を超えて反復更新された場合とは、経過措置で「施行の日以後の日を契約期間の初日とする期間の定めのある労働契約について適用し、施行の日前日の日が初日である有期労働契約の契約期間は通算契約期間には参入しないもの」とされています。

改正労働契約法説明会のご案内（参加無料）

～有期労働契約の新しいルールができました～

下記の５会場において、改正労働契約法の説明会を行いますので、労使間のトラブルを防止するためにも、是非この説明会にご参加いただき、適正な労務管理に役立ててください。

【開催日時・会場等】

	日　時	会　場	定　員
二戸会場	平成24年11月29日㈭ 13：30～15：30	二戸市民文化会館（中ホール） 二戸市石切所狼穴1－1	300名
一関会場	平成24年12月４日㈫ 13：30～15：30	一関文化センター（中ホール） 一関市大手町2－16	400名
宮古会場	平成24年12月６日㈭ 13：30～15：30	宮古市民総合体育館シーアリーナ（サブアリーナ） 宮古市小山田2－1－1	200名
北上会場	平成24年12月11日㈫ 13：30～15：30	北上市文化交流センターさくらホール（中ホール） 北上市さくら通り2－1－1	400名
盛岡会場	平成24年12月13日㈭ 13：30～15：30	岩手産業文化センターアピオ（３～５会議室） 滝沢村滝沢字砂込389－20	400名

◆参加費無料　事業主・労働者ほか、どなたでも参加できます（定員になり次第締切）

【参加申込み、お問い合わせ】　岩手労働局労働基準部監督課
〒020-8522　盛岡市盛岡駅西通1－9－15　盛岡第２合同庁舎
TEL 019－604－3006　　FAX 019－604－1534

改正労働契約法説明会参加申込書（参加無料）

平成　　年　　月　　日

岩手労働局労働基準部監督課　御中　（FAX：019 - 604 - 1534）

事業場名			
所在地			
電話番号		参加人数	人
参加する会場	□ 二戸会場　□ 一関会場　□ 宮古会場 □ 北上会場　□ 盛岡会場		

＊本申込みに関して取得された企業情報については、本申込みにかかわる事務のみに使用し、当該企業の許可なく目的外に使用、提供しません。
会場の駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

第三種郵便物承認平成24年10月１日発行労働基準情報岩手

放射線の基礎知識 No.2

元・岩手医科大学医学部
衛生学公衆衛生学講座特任教授 板井一好

８．環境中のCs137の経年変化

Cs137は自然には存在しないので、環境中に存在するものは全て人工的に放出されたものである。気象研究所が放射性降下物としてCs137を東京において1950年代後半から測定を実施している。その報告によると、1950年代後半から1965年頃まで10から100Bq/㎡と高いレベルのCs137が確認されている。これは、1960年代前半までアメリカや旧ソ連によって行われた大気圏核実験により放出されたCs137である。その後、1970年頃から1980年にかけて中国による核実験の影響で１から10Bq/㎡のレベルで推移し、1986年のチェルノブイリ原発事故に伴い100Bq/㎡に達し、近年は１Bq/㎡前後のレベルで推移している。日常食中のCs137も同様の推移を示し、近年では1970年代後半に比べて約1/10の0.02Bq/人日前後で推移している。

９．放射線量被曝による影響の防止

国では放射線被曝による影響を防止するために、被爆線量を年間１mSv以下に抑えることとしている。外部被曝では、1時間当たり0.23μSv（0.00023mSv）の空間線量率で年間の被爆線量が約１mSvとなる。日常生活における空間線量率が0.23μSvを超える地域では除染対策が検討される。なお、岩手県内の空間線量は岩手県のホームページで公表されている。

内部被曝は放射性物質の物理学的半減期と生物学的半減期を考慮して、預託実効線量で表わされる。現在、一般食品の放射線量の基準値は100Bq/kgであるが、１年間に100Bq/kgの食品を769kg（１日当たり約２kg）食べると1年間に内部被曝が１mSvとなる。実際の食品からの放射性物質の摂取量は0.1mSvを下回ると推計されている。なお、食品摂取に伴って天然の放射性物質であるカリウム40を摂取しており、その被爆線量は平均で１年間に約0.17mSvとなる。

10．広島・長崎被爆者集団追跡調査

広島市にある放射線影響研究所では、1950年の国勢調査で広島・長崎に住んでいた人のうち被曝線量の推定が行われている86,611人を対象として、死亡率（がん及びその他の死因）やがん罹患率等の追跡調査を実施している。1950年から2003年までの追跡結果が示されている最近の論文では、固形がん（白血病を除く、以下がんと記載）に関する放射線リスクは被爆線量と線形の量反応関係を示し、生涯を通して増加し続けることが報告されている。同論文では、１Gy（1000mSvとほぼ同等）当たりのがん過剰死亡リスクは0.47（被爆線量０の人に比べて1.47倍）であることが示されている。1000mSvの線量は大きすぎるので、その100分の１の10mSvの線量に被曝したと仮定すると、がん死亡の過剰相対リスクは0.47の100分の１の0.0047となる。現在のわが国のがんによる死亡率は人口10万人当たりで279.6人なので、10万人が10mSvの線量に被曝したと仮定すると、279.6×1.0047＝280.9人となり、がんによる死亡が10万人当たり1.3人増加するということである。

また同論文では、30歳の人が1000mSvの線量に被爆すると70歳になった時のがん死亡過剰相対リスクが0.42であるとしている。上記の例と同様に10mSvの線量に30歳で被曝したとすると、70歳でがんで死亡する過剰相対リスクは0.0042になる。わが国の平成22年のがん統計によると、30歳の男性が40年後にがんで死亡する確率は７％（生涯では26％）であるので（男女の平均は示されていないためリスクは男女の平均を用いる）、30歳の時に10mSvの線量に被曝した男性が70歳時にがんで死亡する確率は７％×1.0042＝7.03％となって、0.03％リスクが増加することになる（生涯では0.1％）。ただし、被爆時年齢が10歳若くなると、過剰相対リスクは29％増加することが示されている。すなわち、20歳で被曝した人が70歳の時点で付加されるがんのリスクは0.42×1.29＝0.54になる。上記と同様に20歳の時に10mSvの線量に被曝した仮定すると、70歳におけるがんによる死亡は、７％×1.0054＝7.04％となって、0.04％リスクが上昇する（生涯では0.14％）。

日常において通常は考えられない10mSvの線量に被曝しても、増加するがんによる死亡リスクは小さいと考えられる。

参考文献

１．気象研究所・地球化学研究部。環境における人工放射能の研究2009。
２．http://www.kankyo-hoshano.gojp/01/0101flash/01011821.html
３．Kotaro Ozawa, Yukio Shimizu, Akihiko Suyama et al. Studies of the mortality of atomic bomb survivors, report 14, 1950-2003: An overview of cancer and noncancer disease. Radiation research, 177, 229-243, 2012.

職場のメンタルヘルス対策 Vol.6
～復帰をめぐるトラブル～

今松メンタルヘルスケア事務所
今松明子

休職は会社に在籍したまま長期間の労働義務が免除され、かつ雇用契約はそのまま持続される期間です。この期間に労働に耐えられるまでに回復し復職できれば問題ないのですが、実際には復帰絡みで問題が発生していることがあります。そんな事例を紹介しながら、どんな対応をしていけばいいか考えていきたいと思います。

事例１ うつ状態の診断書で数ケ月休職をした社員。主治医の復帰可能診断書が提出され復職。本人の希望により職場を異動させ、残業規制をするなど気を使ったが、１週間もしないうちに前回同様の傷病を理由に休職に入ってしまった。

この事例は休職期間が長くならないように、一旦出勤することで休職期間をゼロリセットしようというような気持ちを本人は持ったのかもしれません。でも無理をして出勤したために本当に良くなるまで時間がかかってしまう可能性もありますね。

事例２ 事例１同様、主治医の復職可能診断書の提出で復帰したが、しょっちゅう体調不調で休んでしまう。本人と話をしても状態や見通しがよく理解できず、主治医に会って確認をしたいと申し出ても本人が拒否。現在も出勤したり、休んだりの繰り返しで困ってしまっている。

これは産業医が選任されていない職場です。担当者が主治医に会うことで再休職となる不安をもっているのかもしれません。長く休みたくない気持ちは理解しつつも、無理しないことがよくなるための早道だと理解してもらい、主治医の話を聞くことを了承してもらいたいものです。この事例のように産業医の選任のないある企業では「復帰は主治医の診断書が出た後、指定した医師との面談を経た上で判断する」という規定をしているところもあります。

事例３ 主治医の復職を認める旨の診断書を持って、復職の申請がなされたので、産業医に診断を受けてほしいと指示したが、拒否されてしまった。

産業医との面談は業務に耐えられるかどうかを見極めていただくためにためのものです。その辺を理解してもらえるように伝えていかなければなりません。伝える態度に問題がなかったなど振り返りも必要ですね。

事例４ 休職期間満了に近くなり、満了日までに復職できなければ自己都合で自動的に退職になると連絡したら、相手が激怒してしまった。

不当解雇などと言われてしまう可能性もあります。休職に入る前に安心して休みに入れるように担当者は伝えなければならないことはたくさんあります。漏れがないよう一覧にまとめておきたいものです。

事例５ 休職期間について説明をしていたため、治りきっていないにもかかわらず無理して復帰し、ほぼ休むことなく出勤はしているが、仕事らしい仕事は殆どできない状態が続いているため、周囲がざわつきはじめている。

まだ復帰は難しい状態だったのかもしれません。しかし、既に復帰にGOを出しているわけですから、本人と面談し、軽作業をしてもらうなど早急に手を打たなければもっと大きな問題に発展していく可能性もあります。

これらの事例は休職、復職に関する項目を就業規則等に規定していなかった事や休職者への説明が不十分だったことに起因しています。

例えば、同じ病名の休職はその期間を通算するとか、復帰時には会社が指定する医師の受診を義務とするというような規定を、また休職期間満了後の取扱いについての規程等を整備し、事前に説明を丁寧に行うことで未然にトラブルを防せくことができるかもしれません。

ぜひそれぞれの会社にあった私傷病による休職・復職に関する規定を作成し、トラブルを未然に防いでほしいと思います。

第三種郵便物承認平成24年10月１日発行労働基準情報岩手

クウェスチョン

通勤途中に追突され、ケガをした場合の労災保険給付は？

Q 先日、マイカーで出勤途中、後方の自動車が脇見運転をして当方の車に追突し、私は軽いむち打ち症になりました。労災保険へ医療費を請求したところ、労働基準監督署から第三者行為災害に該当するので、「第三者行為災害届」を提出してくださいと言われました。

なぜ、このような届出が必要なのでしょうか。

A 労災保険では、業務上の事由又は通勤による労働者の傷病等について保険給付を行っていますが、戸外で働いている労働者が車にはねられたり、仕事で道路を歩行中に建設工事現場から飛来した物に当たり負傷するなどの災害が少なくありません。

このように災害に係る原因が事業主や被災労働者等の保険関係の当事者以外の者（これを「第三者」といいます。）の不法行為により傷病等を被った場合に保険給付を行うときは、これらの災害を「第三者行為災害」といっています。

この「第三者行為災害」には、労働者が訪問先で相手方の飼い犬がいきなり労働者に飛び掛り怪我を負わせたような場合など、管理責任者が損害賠償の義務を負うような場合も含まれます。

「第三者行為災害」は、災害の発生について第三者の不法行為により生じたものですから、被災労働者又はその遺族（以下「被災労働者等」といいます。）は、第三者に対し民法上の損害賠償請求権を取得すると同時に、労災保険に対しても保険給付請求権を取得します。しかし同一の事由について両者から損害のてん補を受けることとなれば、実際の損害額よりも多く支払を受けることとなり不合理であるため、労災保険法では、次のような調整を行うこととなっています。

すなわち、先に労災保険から給付を行った場合は、政府が給付の価額の限度で被災労働者等が第三者に対し有する損害賠償請求権を取得します。これにより政府は、労災保険給付相当額を第三者に請求します。（これを「求償」といいます。）逆に、先に第三者から損害賠償を受けた場合に、政府は労災保険給付の給付額からその額を差し引いて支給します。（これを「控除」といいます。）

被災労働者等が「第三者行為災害」について保険給付を受けようとする場合には、「第三者行為災害届」を提出していただくことになっています。

この届は、先に述べた支給調整を適正に行うため必要なものであり、労災補償給付に関する請求書に先立って、または請求書と同時に提出してください。

なお、ご質問のケースは自動車事故ですので、この場合、労災保険給付と自賠責保険等（自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済）による保険金支払のどちらか一方を受けることができます。

どちらを先に受けるかについては、被災労働者等が自由に選べます。

労災保険給付を先に受ける場合には、同一の事由について自賠責保険等からの支払いを受けることはできません。政府は、労災保険給付をした後、支払った限度で、自賠責保険等に求償を行うこととなります。

また、自賠責保険等の支払を先に受けた場合には、自賠責保険等から支払われる保険金のうち、同一の事由により支払われた限度で、労災保険給付から控除されます。

詳しくは、最寄の労働基準監督署若しくは岩手労働局労働基準部労災補償課へお尋ねください。

岩手県社労士会「復興支援セミナー」のご案内

特別講演　「岩手の復興とさらなる飛躍のキーワード」
講師　作家　江上　剛

セミナー　「中小企業における職場のトラブルの防止」
講師　社会保険労務士

日時　10月23日㈫　13：30～16：30
会場　ホテルメトロポリタン盛岡本館
お問合せは、岩手県社会保険労務士会まで
０１９－６５１－２３７３

インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

8月に加入された事業所をご紹介いたします

支部名	事　業　所　名	所在地
宮　古	コープエンジニアリング㈱宮古事業所	宮古市
花　巻	㈱伸和プレシジョン	花巻市
一　関	岩手県自家用自動車協会一関支部	一関市

支部名	事　業　所　名	所在地
一　関	佐藤金属工業㈱　一関工場	一関市
一　関	金森畳店	一関市

●㈱佐藤組（北上市）が第５種無災害記録を達成

北上市の㈱佐藤組は、この度、中央労働災害防止協会から中小企業無災害記録証、第５種（金賞）を授与されました。同社は定期的に現場巡視を行うとともに、安全教育や安全訓練に力を入れ、全社一丸になって労働災害防止活動を行っている。その結果、平成９年12月から14年７ヶ月間にわたって無災害記録4,050日間を樹立されたものです。

会員各社におきましても無災害記録にチャレンジされることを期待します。中小企業無災害記録証授与制度のお問い合わせは、当協会各支部まで。

～岩手産業保健推進センターのお知らせ～

岩手産業保健推進センターでは、衛生管理担当者、人事・労務管理担当者、産業看護職、産業医、管理監督者、事業主等の産業保健スタッフの業務を支援するため、各種産業保健研修会を開催しています。

お申込み・お問合せは、岩手産業保健推進センター（電話 019-621-5366　FAX 019-621-5367）またはホームページ（http://www.sanpo03.jp/）のメールフォームから。

開催日時	開催場所	研修テーマ等
10 月 10 日（水） 13:30～16:30	盛岡市 アイーナ　802	健康確保対策シリーズ1【 目と歯の健康対策 】 「適正なVDT作業とは」「 歯の健康対策の知識
10 月 13 日（土） 14:00～17:00	一関市 ホテルサンルート一関	産業医研修 （※日医認定3単位取得） 「放射線の基礎知識」「メンタルヘルスに関する産業医の係り方」
10 月 16 日（火） 13:30～16:30	盛岡市 アイーナ　811	産業看護職等研修 （産業看護職、衛生管理者、衛生推進者、健康管理担当者等） 「行動・身体・気持ちの変化への気付きと対応」 「適応障害、双極性障害、統合失調症などの対応」
10 月 19 日（金） 13:30～16:30	北上市 オフィスプラザ	衛生管理者等研修　衛生管理者、衛生推進者、（産業看護職、健康管理担当者等） 職場の有害環境対策シリーズ2 【有機溶剤】 ①適正な局所排気装置の設置、保守点検　②保護具の適正な使用と管理 ③作業環境測定と結果の活用　　※各種機器等を使用した実地研修です。
10 月 24 日（水） 13:30～16:30	一関市 文化センター小ホール	カウンセリング研修Ⅱ 「アサーション」　※ワーク含む
10 月 26 日（金） 13:30～16:30	盛岡市 アイーナ　810	衛生管理者等研修　衛生管理者、衛生推進者、（産業看護職、健康管理担当者等） 職場の有害環境対策シリーズ3 【粉じん対策】 ①必要な粉じん対策とは、 ②作業環境測定と結果の活用 ③粉じん測定の実際　　※各種機器等を使用した実地研修です。

※詳しくは、HPをご覧ください。⇒http://www.sanpo03.jp/

第三種郵便物承認平成24年10月１日発行労働基準情報岩手

講習会のおしらせ

24年12月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技能講習等	有機溶剤作業主任者技能講習	11/28(水)～29(木)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,450	1,680
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	11/20(火)～21(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,450	1,680
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	12/4(火)～6(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部	15,225	2,310
		12/4(火)～5(水)・7(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部	(一部免除者) 13,125	
	玉掛け技能講習	10/9(火)～11(木)	花巻市交流会館他	30	花巻支部	21,000	1,600
		10/9(火)～10(水)・12(金)	花巻市交流会館他	30	花巻支部	(一部免除者) 18,900	
		10/23(火)～25(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		10/23(火)～24(水)・26(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		11/6(火)～8(木)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		11/6(火)～7(水)・9(金)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		11/12(月)～14(水)	花巻市交流会館他	30	花巻支部		
		11/12(月)～13(火)・15(木)	花巻市交流会館他	30	花巻支部		
	フォークリフト運転技能講習（31時間コース）	10/9(火)～12(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	28,350	1,575
		10/9(火)～12(金)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		10/15(月)～18(木)	花巻市交流会館他	40	花巻支部		
		10/16(火)～19(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		10/16(火)・22(月)～24(水)	釜石職業訓練協会	10	釜石支部		
		11/5(月)～8(木)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
		11/26(月)～29(木)	花巻市交流会館他	20	花巻支部		
	フォークリフト運転技能講習（11時間コース）	10/15(月)・19(金)	花巻市交流会館他	20	花巻支部	11,550	1,575
	小型移動式クレーン運転技能講習	10/16(火)～18(木)	福祉の里センター他	30	大船渡支部	27,300	1,600
		10/16(火)～17(水)・19(金)	福祉の里センター他	20	大船渡支部	(一部免除者) 25,200	
		11/26(月)～28(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		11/26(月)～27(火)・29(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
	ガス溶接技能講習	10/12(金)～13(土)	花巻市技術振興会館他	60	花巻支部	9,450	840
		10/16(火)～17(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		11/2(金)～3(土)	一関職業訓練協会	50	一関支部		
		11/15(木)～16(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
	安全衛生推進者養成講習	10/25(木)～26(金)	花巻市技術振興会館	60	花巻支部	8,400	1,260
		11/14(水)～15(木)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部		
		12/19(水)～20(木)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
特別教育講習	アーク溶接特別教育	11/1(木)～2(金)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	8,400	1,050
		11/22(木)～23(金)	花巻市技術振興会館他	60	花巻支部	9,450	
		12/19(水)～20(木)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
		12/25(火)～26(水)	宮古高等技術専門校	40	宮古支部		
	クレーン運転業務特別教育	10/9(火)～10(水)	岩手開発鉄道(株)他	30	大船渡支部	8,400	1,500
		10/19(金)～20(土)	アイ・ドーム他	40	一関支部	9,450	
		11/13(火)～14(水)	釜石職業訓練協会他	30	釜石支部		
	小型車両系建設機械運転特別教育	10/22(月)～23(火)	花巻市交流会館他	20	花巻支部	12,900	1,600
		12/10(月)～11(火)	花巻市交流会館他	20	花巻支部	13,950	

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
特別教育講習	酸素欠乏危険作業特別教育	10/22(月)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	5,250 6,300	1,050
	研削といしの取換え等の業務特別教育	10/27(土)	アイ・ドーム	40	一関支部	5,250 6,300	1,155
		11/17(土)	ポリテクセンター岩手	40	花巻支部		
		12/3(月)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
	低圧電気取扱業務特別教育（開閉器の操作）	11/22(土)	アイ・ドーム	40	一関支部	6,300 7,350	630
	動力プレスの金型の取扱特別教育	12/7(金)～8(土)	㈱東北佐竹製作所	24	花巻支部	6,300 7,350	1,050
	ダイオキシン類ばく露防止特別教育	12/12(水)	岩手労働基準協会研修センター	80	本部	4,200 5,250	840
その他	職長教育	10/23(火)～24(水)	アイ・ドーム	40	一関支部	11,550 12,600	840
		11/7(水)～8(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
		11/20(火)～21(水)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部		
	職長・安全衛生責任者教育	11/13(火)～14(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,550 12,600	1,470
	危険予知普及講習	12/6(木)	釜石職業訓練協会	40	釜石支部	6,000	
		12/13(木)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部		
	安全衛生推進者能力向上教育(初任時)	12/11(火)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,880 6,930	1,890
	第1種衛生管理者試験準備講習	10/11(木)～12(金) 及び 10/18(木)～19(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	12,600 14,700	6,510
	衛生管理者能力向上教育	10/30(火)～31(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部	10,500 12,600	3,003

■ 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段＝会員以外です。
■ 受講料・テキスト代は消費税込みです。　■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
■ 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本部	019−681−9911	019−681−1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019−681−1076	019−681−1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193−62−4906	0193−62−4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193−55−4380	0193−55−4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198−24−9511	0198−23−6303	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191−23−7729	0191−23−7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192−47−3882	0192−47−3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195−23−5521	0195−23−0419	ninohe@iwateroukikyo.com

大船渡支部仮事務所　〒022-0003 大船渡市盛町字東町10-3　岩手開発鉄道㈱２Ｆ

死亡災害速報（7月）

■一関署　建設業（木造家屋建築工事業）　７月31日　男⑶　高温・低温のものとの接触

家屋の基礎の型枠加工組み立て作業中、被災者がふらついていたため、休ませていたところ呂律が回らなくなり痙攣し始めたため救急車で病院に搬送したが、熱中症により８月１日に死亡した。

クイズでゲット

岩手県最低賃金の改正について審議していた岩手県最低賃金審議会は、調査審議を重ね結審し、岩手労働局長に答申を行いました。

その額は、いくらでしょうか。

① 時間額645円
② 時間額653円
③ 時間額800円

ヒント　本誌３ページに関連記事

- ●応募方法　①自宅住所・氏名　②クイズの答え　③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はｅメールでお寄せ下さい。
- ●締め切り　平成24年10月25日（木）消印有効
- ●宛先　〒020－0857　盛岡市北飯岡一丁目10－25
  （公財）岩手労働基準協会　クイズ係宛て
  FAX 019－681－1018
  ｅメール　honbu@iwateroukikyo.com
- ●賞品及び発表　応募者の中から抽選で５名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- ●９月号の正解　③

監修：中災防、マンガ：ミヤチ　ヒデタカ

川柳コーナー

川柳原生林社　編集長　中島久光

残り火を絶やさぬように人と逢う

孤高もいいでしょうが、人間は誰かと繋がっていると安心します。年を取れば取るほど、人と逢うことが必要です。残り火を絶やしてしまっては生きていけません。

（川柳原生林７月号〈杜若〉工藤智葉作品より）

編集後記

県内の労働災害発生状況に黄色灯が点滅している。平成21年には2,101件と最小の件数になり、関係者一同は大いに喜んだものだ。が、その後一転増加に転じ、平成22年対前年比＋1.7%、平成23年同＋4.7%、本年も８月末現在＋7.2%となっていて、増加傾向が続いている。

労働災害は本来あってはならないものであり、災害防止への取組を労使一体となって一層活性化していく必要がある。

今月３日には岩手県産業安全衛生大会が関係者約500名が参加して開催される。その場においても災害防止への決意を新たにし、労働災害防止の徹底を図っていきたい。　（Y,N）

岩手の死亡災害（８月末）

製造業	4	（1）
鉱業	0	（0）
建設業	3	（5）
運輸業	0	（1）
林業	1	（1）
商業	1	（1）
その他	1	（1）
累計	10	（10）

（　）内は前年同期

（注）震災に伴うものは含んでいません。

発行　平成24年10月１日
定価　１部　100円
（会員事業所の購読料は年会費に含む）
発行所　公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10－25
〒020－0857／☎019－681－9911／FAX019－681－1018
編集・発行人　中村靖夫